

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 6 月 3 0 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第45号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第4項中「同条第1項第39号から第44号」を「同条第1項第38号から第43号」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第2条第1項第39号から第41号」を「第2条第1項第38号から第40号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第42号から第44号」を「第2条第1項第41号から第43号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。